

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.28

山梨県

融資・税制優遇

支援の名称

本社機能移転等の推進

制度の
趣旨・背景

東京圏から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進します。

制度の
内容

- 優遇措置を受ける条件等
- ・県の地域再生計画に基づき、事業者が「整備計画」を作成し、県の承認を受けること。
- 【承認を受ける条件】：本社機能（本社オフィス、研究所、研修所等）の整備を伴う移転・拡充により増加する従業員数が10人以上（中小企業は5人以上）移転型の場合は増加従業員の過半数が東京からの移転であること など
- 優遇措置の内容
- 1 国税（法人税） ※全国一律
- | | 移転型（東京23区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|-----------|--|--|
| 1) オフィス減税 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：投資額 2,000 万円（中小企業 1,000 万円）以上 ・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 25%又は税額控除 7% | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：同左 ・内容：建物、付属設備等の取得価額に対し、特別償却 15%又は税額控除 4% |
| 2) 雇用促進税制 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：地方拠点の当期増加雇用者 1 人あたり ・税額控除：企業全体の従業員増加率 ≥ 10% 50 万円/人、 < 10% 20 万円/人 ※移転型の場合は更に 30 万円/人を追加（その追加分は 3 年間継続） | |
- 2 地方税（県税） ※本県独自の税率 全国トップレベル
- | | 移転型（東京23区からの移転） | 拡充型（他地域からの移転又は県内企業の拡充） |
|---|---|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（本来税率の 1/20） ・事業税（本来税率の 1/20） ・固定資産税（本来税率の 1/20） | <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（本来税率の 1/20） ・固定資産税（本来税率の 1/20） | |
- 3 産業集積助成金 ※本県独自の制度（県外からの本社機能の移転に限る）
- ・新たに土地取得した場合（建物投資額×10%） + （設備投資額×10%）
 - ・空きオフィス等を取得した場合（建物投資額×5%） + （設備投資額×10%）
 - ・賃借の場合 建物等の賃借料×1/2（年上限 1,000 万円×3 年まで）を助成
- 主な実績
- H27.11.27 「山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画」（地域再生計画）が国に認定される
H28.2 議会 地方税の不均一課税に必要な条例制定
認定案件 拡充型 4 件 移転型 1 件（H29.4.30 現在）

対象と
なる方

山梨県地方活力向上地域特定業務施設整備推進計画で示す、地方活力向上地域内へ、東京 23 区から移転する企業及び県内で事業拡充する企業

問い合わせ
先など

- 所管
山梨県 産業労働部 企業立地・支援課
TEL：055-223-1472
E-mail：sangyo-rt@pref.yamanashi.lg.jp
- 関連 URL・関連資料
- ・本社機能の移転・拡充をお考えの事業者の皆様へ
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/tiikisaiseikeikaku.html>
 - ・本社機能の移転等に対する優遇措置を受けるまでの流れ
<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikeikakuimage.pdf>
 - ・山梨県地域再生計画（概要版）
<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-rt/documents/saiseikei-gaiyou.pdf>